

(参考)配置職員の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、介護職員及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

職種		施設種類				
		介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
配置 基準 (※1)	介護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) 〔介護25人〕 〔看護9人〕	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕	3:1以上 (4人)(※3)	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕
	看護職員	6:1以上 (17人)				
従業 者数 (※2)	介護職員	33.1	30.1	37.7	7.2(※3)	39.6
	看護職員	30.5	11.1	4.9		5.9

※1…()内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業者数

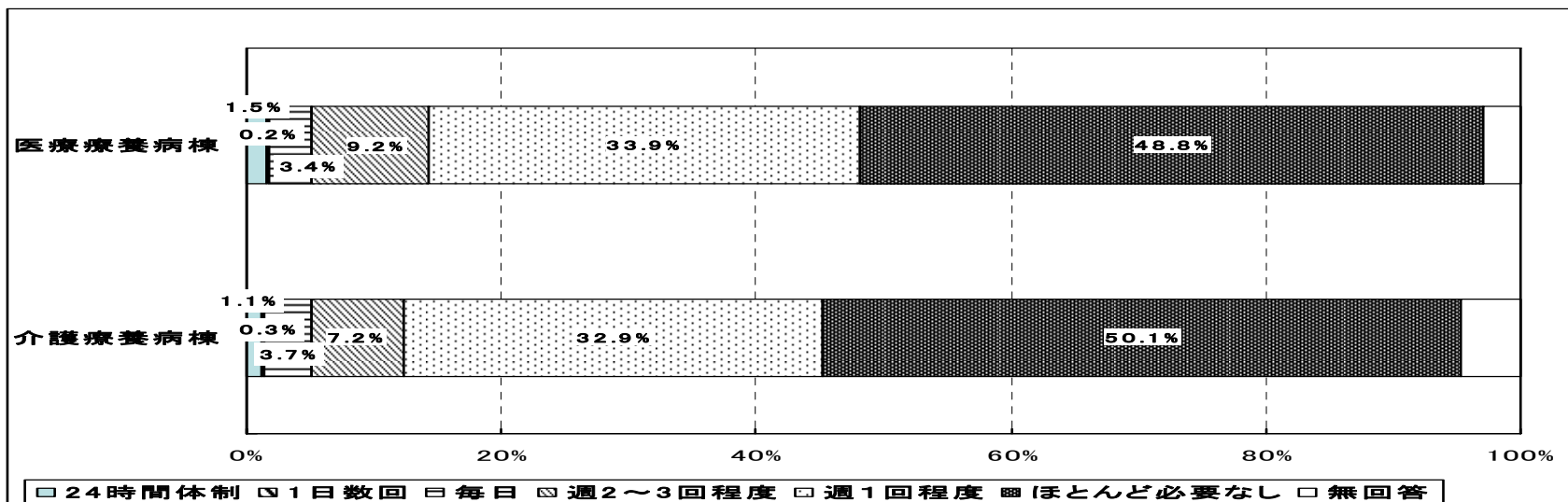
※3…認知症高齢者グループホームは、利用者10人あたりの数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

(2) 療養病床の現状

・現在の利用状況を見ると、**医師の指示の変更がほとんど必要ない方も利用しているのが実態である。**

医師による直接医療提供頻度



〔中医協「慢性期入院医療実態調査」(平成17年11月11日中医協資料)〕

- 高齢者の状態に即した適切なサービスの提供
- 医療保険や介護保険の財源の効率的な活用
- 医師・看護師など限られた人材の効率的な活用

の観点から再編成が必要となっています。

(3) 診療報酬における医療区分・ADL区分の概要

【医療療養病棟】

ADL 3	885点	1,344点	1,740点
ADL 2	764点	1,344点	1,740点
ADL 1	764点	1,220点	1,740点
	医療区分1	医療区分2	医療区分3
	(低 ← 医療の必要性 → 高)		

【参考:介護療養病棟】

要介護5	1,207 単位
要介護4	1,116 単位
要介護3	1,015 単位
要介護2	777 単位
要介護1	667 単位

* 介護療養報酬には医療療養で加算として評価される療養環境加算(115点)が含まれているため、比較のために115単位を引いたものを示している。

医療区分3	【医療処置】 ・中心静脈栄養 ・24時間持続点滴 ・人工呼吸器使用 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 【疾患・状態】 ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態
医療区分2	【医療処置】 ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引 ・気管切開・気管内挿管のケア 【疾患・状態】 ・神経難病 ・脊髄損傷(頸髄損傷) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 など
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者